

整理番号2 一般社団法人静岡県バレーボール協会年会費及び登録料規程

第1章 正会員の会費及び賛助会員・名誉会員の会費

(目的)

第1条 当法人は、定款第3条（目的）の達成を目指した活動を展開するため、会員に会費の納入をお願いするものとする。

(正会員の年会費)

第2条 定款第9条第1項の定めにより正会員は年会費を納入する義務を負う。正会員の会費は以下のとおりとする。

(1) 正会員個人会費 JVAへMRS個人登録をした個人登録料の返還金（20%）を会費とする。

(公財) 日本バレーボール協会の個人登録料は、以下の通りである。

①実業団：2,000円 ②クラブ：2,200円 ③大学：1,800円 ④高校：1,200円

⑤中学：500円 ⑥小学生：500円 ⑦ビーチ：U14：500円、U17：1,200円、

U21：1,800円、O22：2,000円 ⑧ソフト：1,000円

⑨ヤングクラブ：500円（但し、中学校部と重複登録の場合100円）

(2) 正会員団体（チーム）会費 JVAへのチーム登録でスタッフを正会員とする。登録料は県内各専門部の指定する口座に振り込み、これをもって会費とする。

各チーム登録料は以下の通りである。

①実業団・クラブ・大学：22,000円 ②高校：30,000円 ③中学：18,000円

④小学生：12,000円 ⑤ヤングクラブ：4,000円

(注) JVAへの登録のないママさん部においては、一括納入の協会協力金50,000円を会費とする。また、ハンディキャップ部は個人及び団体の会費を免除する。

(3) 正会員であって当法人役員の年会費については、以下のとおり定める。

JVAへのMRS役員等登録については、各自の判断によるものとする。

①会長：70,000円 ②副会長：50,000円 ③専務理事：20,000円

④常務理事：10,000円 ⑤理事6,000円 ⑥副理事：3,000円

(賛助会員・名誉会員の年会費)

第3条 定款9条第2項の定めにより、賛助会員・名誉会員の年会費は以下の通りとする。

(1) 賛助会員

┌ サポート会員 一口1,000円（一口以上）

└ サポート企業 バナー広告：一口20,000円

(2) 名誉会員 ①名誉副会長：50,000円 ②名誉顧問・顧問30,000円 ③参与：10,000円

(役員会費納入方法)

第4条 会費は、毎事業年の8月31日までに役員等を通じ当法人事務所職員に直接手渡す

か、当法人事務所の指定の口座に振込にて納入するものとする。また当法人総会・地区協会総会・専門部総会などを利用し、協力・分担して集金を行うこととする。

(会費の返還)

第5条 定款9条の3により次の場合を除いて、収められた会費は返還しない。

- (1) 会員の納入直後の死亡など心身の事情（納入1月以内）
- (2) 会員の除名等の身分の事情（納入1月以内）

以上の事情により本人または家族の請求がある場合とする。

第2章 サポーター制度について

(目的)

第6条 当法人は、定款第3条（目的）の達成を目指した活動をするための資金の一助として毎年度、年会費制のサポート会員・サポート企業の募集をしていくものとする。

(募集の方法)

第7条 募集の方法は、当法人ホームページ、各種大会でのチラシおよび放送での呼びかけ等を通して通年行っていくものとする。

2 サポート会員の募集については以下の通り定める。

- ① 一口1,000円とし何口でも可とする。
- ② 当法人ホームページに名前を掲載（任意）する。掲載期間は申し込み後、翌月1日から1年間とする。
- ③ 手続き方法は、当法人役員（取扱い担当者）または当法人事務所に「サポート会員申込書」様式1と現金（口数×1,000円）を受け取り、領収書を発行するものとする。
- ④ サポート会員の特典は、県内で当法人が主管する大会及び国際大会の自由席券のみを半額（1日につき口数の人数分）とする。ただしMRS割引との併用は不可とする。当日券売り場で会員であることの申し出を受けたら本人確認をして（免許証や学生証などで）、サポート会員一覧表でチェック後半額とする。前売り券を持ってきたサポート会員については半額を返金する。
- ⑤ 申し込み後1ヶ月を経過した時点で、メールまたは郵送で継続依頼の通知を送るものとする。

3 サポート企業の募集については以下の通り定める。

- ① 一口20,000円とする。
- ② 当法人ホームページ「トップページ」にバナー広告を掲載する。掲載期間は申し込み後、翌月の1日から1年間とする。
- ③ 手続き方法は、当法人役員（取扱い担当者）または当法人事務所に「バナー広告申込書」様式2と現金（口数×20,000円）を受け取り、領収書を発行するものとする。

- ④サポート企業の特典は、県内で当法人が主管する大会及び国際大会の自由席券のみを半額（1日につき10名分）とする。ただしMRS割引との併用は不可とする。事前に当法人事務所まで必要枚数を電話等での予約が必要とする。

- ⑤掲載に際しては、下記の約款を厳守すること。

第8条 当法人ホームページ「トップページ」にバナー広告を掲載するサポート企業に対する約款は以下に定める。

2 リンク先の契約団体Webページは次の内容を守られていなければならない。

- (1) リンク先ホームページの内容が秩序あるものであること
- (2) 以下の団体やリンク先Webページにこれらの内容が含まれるもの、またはリンクより閲覧できるものは契約できない。
 - ① 著作権、肖像権、人権侵害となるものやその恐れのあるもの、またはその他法律に触れるような内容が含まれているもの
 - ② 宗教、政治的な団体
 - ③ ウィルス等を発する恐れのあるHP
 - ④ ギャンブルに関わるもの
 - ⑤ 法律の定めのない医療類似行為や商品紹介を行う広告が含まれるもの
 - ⑥ 社会的秩序を乱すような表現のあるもの
 - ⑦ 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
 - ⑧ 意見広告
 - ⑨ 当法人の信用性、信頼性、イメージを損なうような内容
 - ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第二条第一項等に基づいて運営される（パチンコ店やゲームセンターなど）営業を紹介しているもの
 - ⑪ 「出会い」仲介または、それに関する内容のもの

3 契約については、次のように定める。

- (1) 掲載途中で解約した場合の契約料については月割で返金するものとする。
- (2) 掲載途中で上記1（リンク先の契約団体Webページについて）に関わる内容がHPに変更された場合、またそれを発見した場合は当法人でバナーを削除する。その際は返金はしないこととする。
- (3) 広告代理店が代理として依頼してきた場合も契約は契約団体と交わすこととする。
- (4) ホームページを持たずに「バナー広告を掲載したい」団体も相談に応ずる。

4 バナー広告の画像については次のように定める。

- (1) バナー画像サイズとファイル形式について（横170px×縦60px〔JPG, GIF, PNGファイル形式〕とする。
- (2) バナー画像は当法人が用意する事無く、依頼者（契約団体）が作成したものを使用する。
- (3) バナー画像自体についても著作権、肖像権、その他誤解のないものとする
- (4) 掲載満了が過ぎ、3ヶ月以上経過してから再び広告掲載依頼をされた場合、バナー画

像については再度送付とする

- (5) バナー掲載は、当法人公式ホームページのトップページ右上側とし、契約日順に下へと順次掲載する。ただし、当法人のホームページのスタイル変更に伴い掲載位置が変更される場合、一ヶ月前までに契約団体にそのスタイルを提示して、了承を得ることとする。

なお、携帯電話（スマートフォンを含む）用のWebページについては、使用しているソフトウェアシステムの関係で掲載位置がページ最終とする。

- (6) 上記（5）の契約日とは、契約団体から送られてきた申込書の受付日をいう。継続掲載の場合、最初に受け付けた日を契約日とする。ただし、契約満了に伴い一度契約が途切れ、再度広告掲載契約をした場合はこの限りではない。

5 掲載期間は次の通りとする。

- (1) 申込書の受付、振込完了、バナー広告画像受付の全てが完了した翌月1日から1年間の掲載とする。
- (2) 契約成立が25日以降の場合は、翌月の1日に間に合わない場合は掲載期間を考慮する。
- (3) 当法人のWebページ管理会社のシステムエラー等により、ホームページが閲覧不能になった期間については当法人から契約団体に連絡をして協議し、閲覧不能の期間が1ヶ月以上に及ぶ時は、場合により月割で返金する。
- (4) 当法人側の責任によりホームページ閲覧不能となった場合は閲覧不能になった期間、延長して掲載する
- (5) 掲載期間中に契約団体リンク先のWebページに変更がなされ「2リンク先の契約団体Webページは・・・」に関わる事項が見つかった場合、契約団体の許可が無くとも、契約団体に連絡確認をとり一時バナー掲載を中止できるものとする。

6 契約団体（広告主）の責務

- (1) 契約団体は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする
- (2) 契約団体は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、当法人に対して保証するものとする。
- (3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、契約団体が責任及び負担において解決することとする
- (4) 前項（3）の規定は、掲載期間の満了まで、本契約期間の解除後、広告掲載の取下げにより掲載が終了した後も、同様とする

7 広告の変更は次の通りとする。

- (1) 広告のバナー画像、リンク先の変更（契約団体が広告代理店である場合にあっては、当該広告の広告主の変更を含む）は、1ヵ月に1回を超えない範囲で行うことができる
- (2) 契約団体は、前項に基づく変更を行おうとする場合、変更を行おうとする日の1週間前までに当法人に連絡するものとする

8 この約款において疑義が生じた事項又はこの約款に定めない事項については、別途協議の上定めるものとする

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、当法人の登記が行われた日から施行する。

【サポート会員申込書様式】

第1号様式

領 収 書		平成 年 月 日
氏名	様	
.....		
金	円 (口)	
.....		
上記 (一社) 静岡県バレーボール協会 サポート会員費として正に領収しました。		
一般社団法人静岡県バレーボール協会長 ○○ ○○ 印		
..... 切り取り線		
サポート会員申込書		平成 年 月 日
氏名	(ホームページ掲載名)
.....		
〒	住所	TEL — —
.....		
1口 1,000円×	口	メールアドレス
.....		
ホームページに会員名を掲載することを		同意する 同意しない
		取扱い担当者 ()

【サポート企業申込書様式】

第2号様式

領 収 書

平成 年 月 日

ご契約者 様

金 円 (口)

上記 (一社) 静岡県バレーボール協会 バナー広告費として正に領収しました。
一般社団法人静岡県バレーボール協会長 ○○ ○○ 印

..... 切り取り線

サポート会員 (企業) 申込書

平成 年 月 日

ご契約者

〒 住所

TEL - -

1口 20,000円 × 口

リンク先URL ()

取扱い担当者 ()